令和７年度台風第 15 号によって住宅に被害を受けた方へ大切なお知らせです。

応急修理制度の利用に当たっては、被害箇所・修理箇所が分かるよう“写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影して下さい。

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害状況がわかるように写真を撮影する必要があります。

撮影に当たっての留意点等は以下のとおりです。

＜撮影上の留意点＞

（１）外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど

- ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。
  メジャー等がない場合は浸水高を指差しして撮影しましょう。
- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
  室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。
  また、屋根などの撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。

（２）室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など

- ✓ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。
  片づけ等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。
  室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。
- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。

（３）設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）のめくれ、反り、腐食、脱落など

- ✓ 破損個所・故障箇所が分かるように撮影しましょう。
- ✓ 破損個所・故障箇所が分かるように撮影しましょう。
  応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。
  また、屋根などの撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。

＜修理業者の方にお伝えください＞

- ✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。

焼津市　建築住宅課（本庁舎５階）
TEL 054-626-2161　FAX054-626-2184　e-mail：kenchiku@city.yaizu.lg.jp